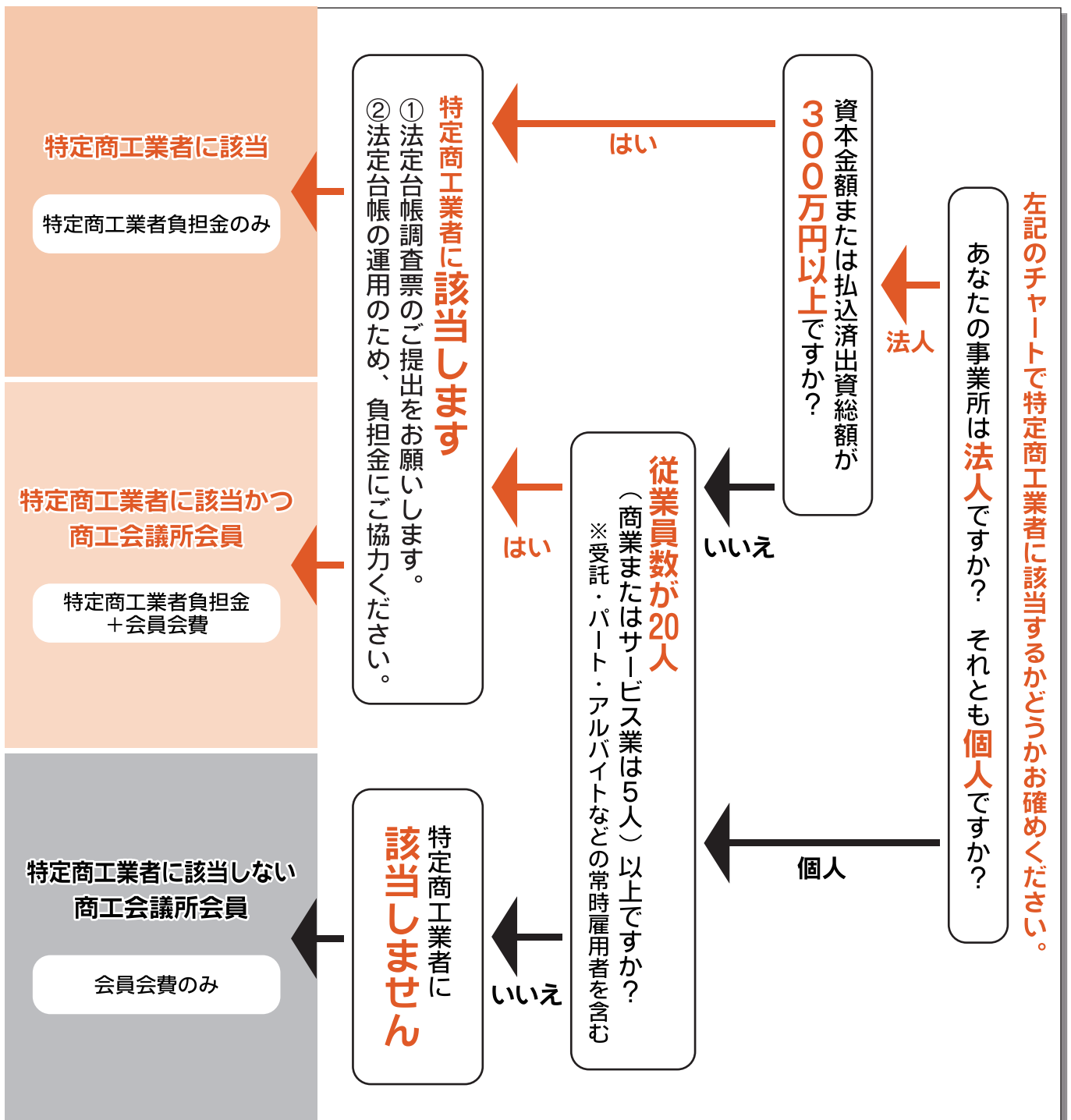


特定商工業者の登録にご協力ください

商工会議所は、商工会議所法第10条の定めるところにより、毎年地区内の商工業者の調査を行い、法定基準に照合して特定商工業者を確認し、法定台帳を整備します。

従来から特定商工業者に該当の方も、今回新たに該当の方も、事業所調査と負担金の納入にご協力くださいますようお願いいたします。



特定商工業者・法定台帳の解説

【特定商工業者とは】

商工会議所の地区内において、毎事業年度開始の日（4月1日）を基準日として、この基準日まで六月以上引き続き営業所、事務所、工場又は事業場を有する商工業者のうち、資本金300万円以上の法人、又は従業員の数が20人以上（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む場合は5人以上）の個人及び法人です。

【負担金とは】

法定台帳の作成管理運用に要する経費として、長野県知事から負担金賦課の許可を受けて、年額2,000円を特定商工業者にご負担いただいております。

【特定商工業者の登録と法定台帳の作成義務について】

昭和28年10月に商工会議所法が施行され、当地域の商工業者の世論を商工会議所の事業活動に反映させるため、特定商工業者の一定の企業情報を登録し、商工業者法定台帳を商工会議所に備え置くことが義務化されました。（商工会議所法第143号）

【法定台帳作成の目的】

商工会議所は、会員制度の公法的特殊団体であり、その使命は「商工業者の共同社会を基盤とし、商工業の総合的な改善発達を図り、かねて社会一般の福祉の増進を図る」ことにあります。この法定台帳を運用し、商工業者の意見を幅広く取り入れていかなければなりません。例えば、「金融の問題、税法や労基法等法律の改正、地域経済、交通問題」等に関し、関係行政官庁等へ意見具申を行う場合、この法定台帳を運用し、地域の商工業者の意見を反映させることが可能となります。

また、この法定台帳を基に地域の商工業者の実態を把握し、基礎資料として運用することにより商取引の紹介斡旋、信用調査、商工業に関する各種証明鑑定等が可能となります。